



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 1
- 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例施行規則（市町村課） 2
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 3
- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 3
- 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 3
- 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 4
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 4
- 沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課） 5
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 5
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 6
- 沖縄県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（消費・暮らし安全課） 8
- 沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則（消費・暮らし安全課） 9
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（保健医療政策課） 9
- 沖縄県がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則（保健医療政策課） 10
- 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則（文化振興課） 10
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（海岸防災課） 14
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課） 14
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 15

訓 令

- 沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令（青少年・子ども家庭課） 23

公安委員会事項

- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 23

規 則

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第21号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中 「169から171まで 削除」 を

「169 地域登録検査機関登録申請手数料
170 地域登録検査機関登録更新申請手数料
171 地域登録検査機関変更登録申請手数料」 に改め、同項第268号の次に次の6号を加える。

- 269 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
 - 270 評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
 - 271 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
 - 272 評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
 - 273 建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料
 - 274 評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料
- 別表第35項を次のように改める。

35 沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例（平成28年沖縄県条例第11号）に基づく手数料	1 少額領収書等の写しの開示請求手数料 2 少額領収書等の写しの交付手数料 3 収支報告書等の写しの交付手数料 4 署名に関する争訟並びに選挙及び当選の効力に関する争訟に係る書面又は書類の写しの交付手数料 5 署名に関する争訟並びに選挙及び当選の効力に関する争訟に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料
---------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第22号

沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例施行規則

沖縄県政治団体に係る収支報告書等の写しの交付等手数料条例施行規則（平成22年沖縄県規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例（平成28年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の減免）

第2条 条例第4条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示を請求する際又は写し等の交付を求める際に、併せて、沖縄県選挙管理委員会関係手数料減免申請書（別紙様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別紙様式（第2条関係）

沖縄県選挙管理委員会関係手数料減免申請書

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

氏名 印

年 月 日付け文書で請求した開示又は写し等の交付に関し、沖縄県選挙管理委員会関係手数料について、沖縄県選挙管理委員会関係手数料条例第4条の規定による手数料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

手数料の名称	
手数料の減免の申請に係る開示又は交付対象書面等及び枚数	(1) 枚 (2) 枚
手数料の減免を受けようとする理由	

- 注 1 条例施行規則第2条第2項に規定する書面を添付してください。
 2 少額領収書等の写しの開示請求手数料の減免を受けようとする場合又は交付対象書面等の枚数が不明な場合には、枚数の記入は不要です。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第23号

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則（平成22年沖縄県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「22,000円」を「42,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第3号中「20,000円」を「30,000円」に改め、同条第4号中「12,000円」を「22,000円」に改め、同条第5号中「10,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例（平成28年沖縄県条例第13号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第24号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第25号

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項中「指定地域密着型サービス基準」という。）の次に「第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第26号

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第27号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の適用を受ける場合は、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第35条第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（条例第107条第4号に規定する利用定員をいう。）」に改める。

第39条から第44条までを次のように改める。

第39条から第44条まで 削除

第45条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（前項の適用を受ける場合は、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第47条第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事

業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第28号

沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県青少年保護育成条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

第15号様式（裏）を次のように改める。

（裏）

沖縄県青少年保護育成条例（抜粋）

（立入調査等）

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。

(1) 第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所

(2) 興行者等の営業の場所

(3) 有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所

(4) 有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所

(5) 第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所

(6) 第16条に規定する質屋の営業の場所

(7) 第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所

(8) 第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所

(9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

2 前項の規定による立入調査等は、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条の2第1項第2号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第29号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第1項中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「、指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2項中「当該指定通所介護事業所」を「当該指

定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改める。

第14条の2第1号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「当該小規模多機能型居宅介護事業所等」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第2号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「及び指定障害福祉サービス等基準条例」を「並びに指定障害福祉サービス等基準条例」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第30号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第2項中「指定通所介護事業所が」を「指定通所介護事業所等が」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改める。

第19条第1号中「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「通いサービス、」の次に「条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「当該小規模多機能型居宅介護事業所等」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「通いサービス、」の次に「条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下同じ」を「以下この号において同じ」に改め、同条第3号中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「及び条例第97条」を「並びに条例第97条」に改め、「通いサービス、」の次に「条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第36条第1項中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第2項中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第36条の2 条例第150条の2の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第43条第1項中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同条第2項中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第43条の2 条例第160条の2の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規

定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第31号

沖縄県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県消費生活条例施行規則（平成18年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第39条第2項」を「第44条第2項」に改める。

第28条中「第38条第2項」を「第43条第2項」に改める。

第30条中「第39条第1項」を「第44条第1項」に改める。

第14号様式中「第39条第2項」を「第44条第2項」に改める。

第18号様式(表)中「第38条第1項」を「第43条第1項」に改め、同様式(裏)中「第38条」を「第43条」に改める。

第19号様式から第22号様式までの規定中「第39条第1項」を「第44条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第32号

沖縄県消費生活審議会規則の一部を改正する規則

沖縄県消費生活審議会規則(平成18年沖縄県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条第4項」を「第42条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第33号

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第149号)の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同条第3号中「第11条第1項第1号」を「第11条第1号」に改める。

第10条中「第10条第1項第1号アからスまで又は第2号アからエまで」を「第10条第1項第1号アからテまで又は第2号アからシまでに規定する施設等(次項及び第15条第7号において同じ。)」に改め、「属する月まで」の次に「の月数」を加え、同条に次の1項を加える。

2 施設等が地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に定める特定町村に所在する場合には、前項の規定にかかわらず、看護職員として就職した日の属する月から看護職員でなくなつた日の属する月までの月数の2倍の月数を算入するものとする。

第15条第7号中「第10条第1項第1号アからスまで又は第2号アからエまで」を「施設等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、平成28年度以後に貸与を受ける者について適用し、同年度前に貸与を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた者のうち、平成27年度以後に、沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(平成28年沖縄県条例第23号)による改正後の沖縄県看護師等修学資金貸与条例(昭和47年沖縄県条例第75号。以下「新条例」という。)第2条第2項各号に規定する養成施設を卒業した者であつて新条例第10条第1項第1号アからテまでに規定する施設等において看護業務に従事したもの及び新条例第2条第4項に規定する大学院の修士課程を修了した者であつて新条例第10条第1項第2号アからシまでに規定する施設等において看護業務に従事したものについては、前項の規定にかかわらず、改正後の規則の規定を適用する。

沖縄県がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第34号

沖縄県がん対策推進協議会規則の一部を改正する規則

沖縄県がん対策推進協議会規則（平成24年沖縄県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第6項」を「第18条第8項」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中「保健医療部保健医療政策課」を「保健医療部健康長寿課」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（部会）

第4条 条例第18条第6項に規定する部会として、がん登録部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ当該部会に属する委員のうちから指名する者がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第35号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

(5) 役員の名、住所及び履歴を記載した書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（寄贈及び寄託）

第3条 沖縄空手会館（以下「会館」という。）に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、沖縄空手会館資料寄贈申込書（第2号様式）又は沖縄空手会館資料寄託申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 受贈又は受託を決定したものについては、沖縄空手会館資料受贈受諾書（第4号様式）又は沖縄空手会館資料受託承認書（第5号様式）を交付するものとする。

3 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定により寄贈を受けた資料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
 5 第2項の規定により寄託を受けた資料は、寄託者の請求又は会館の都合により返付する。
 (寄託資料の管理等)

第4条 寄託された資料の管理は、会館所蔵の資料の管理に準ずるものとする。

- 2 寄託資料が火災その他の不可抗力により、滅失し、汚損し、又は損傷したときは、県及び指定管理者は、損害賠償の責任を負わないものとする。
 (事業報告書)

第5条 条例第22条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 会館の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
 (2) 業務に係る収支状況
 (3) 会館の利用状況
 (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
 (附属設備の利用料金の基準額)

第6条 条例別表第1の第2項の表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 (準備行為として行う申請に必要な申請書等)
 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

別表 (第6条関係)

- 1 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台器具	演台	1台	320円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	110円
音響器具	スピーカー	1式	1,080円
	コンデンサーマイク	1本	540円
	ワイヤレスマイク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円
	ダイナミックマイク	1本	110円
	ビデオテープレコーダー	1台	320円
	DVDプレーヤー	1台	540円
CD、MDプレーヤー	各1台	320円	
照明器具	ボーダーライト	1列	320円
	サスペンションライト	1列	540円
	ライトボタン	1式	540円
	センターライトボタン	1式	1,280円
その他	液晶プロジェクター	1台	540円

オーバーヘッドカメラ	1 台	540円
スクリーン	1 台	110円
空手マット	1 式	1,080円
電光得点表示器	1 式	540円
空手武具	1 式 1 日につき	50円
展示用パネル	1 台	50円
長机	1 台	50円
椅子	1 脚	10円

備考 附属設備利用料金の基準額（空手武具の利用料金の基準額を除く。）は、4時間ごとの額とする。

2 冷房設備の利用料金

区分	単位	基準額
道場	1 時間につき	2,700円
鍛錬室	1 時間につき	320円
研修室	1 室 1 時間につき	320円
控室	1 室 1 時間につき	110円
会議室	1 時間につき	110円

第1号様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

印

沖縄空手会館の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第2号様式（第3条関係）

沖縄空手会館資料寄贈申込書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申込者
住 所
氏 名 印
電話番号

私所有の下記の資料を沖縄空手会館へ寄贈します。

種 別	
数 量	
規 格	
用 途	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第3号様式（第3条関係）

沖縄空手会館資料寄託申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
電話番号

私所有の下記の資料を沖縄空手会館へ寄託します。

種 別	
数 量	
規 格	
用 途	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第4号様式（第3条関係）

沖縄空手会館資料受贈受諾書

年 月 日

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付け申込みのあった資料の寄贈については下記のとおり受諾します。ただし、寄贈を受けた資料については、沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第4項の規定により返却されません。

種 別	
数 量	
規 格	
用 途	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

第5号様式（第3条関係）

沖縄空手会館資料受託承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付け申請のあった資料の寄託については下記のとおり受託します。

種 別	
数 量	
規 格	
用 途	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第3条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第4条中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第5条中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

第1号様式（表）中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式（裏）中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に改める。

第3号様式中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第4号様式中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第37号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

移動障害物一式	100円	を
---------	------	---

移動障害物一式	100円
大型映像撮影機	30,420円
小型映像撮影機	2,640円

に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第38号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「免許証」という。）」を削る。

第5条第1項中「その旨を」を「二級建築士（木造建築士）登録事項変更届・書換え交付申請書（第4号様式）により、」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「し、前項の規定による申請があったときは、免許証を書き換えて、申請者に交付」を削り、同項を同条第2項とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（免許証の書換え交付）

第5条の2 二級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、二級建築士（木造建築士）登録事項変更届・書換え交付申請書（第4号様式）に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第6条第3項中「免許証又は免許証明書の」を「免許証の」に改める。

第7条第4項中「免許証」の次に「又は免許証明書」を加える。

第22条中「、第5条、第6条」を「、第5条から第6条まで」に、「第5条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項、第6条第2項及び第7条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と」を「第5条の2の見出し及び同条第3項並びに第6条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第5条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第6条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と」に、「前条第3項の届出」を「前条第3項の規定による届出」に改める。

第28条第1項中「氏名」を「受験番号」に改める。

第39条中「第23条の5第1項」を「第23条の5第1項又は第2項」に改める。

第1号様式中「二級（木造）建築士免許申請書」を「二級建築士（木造建築士）免許申請書」に、「戸籍謄本」を「建築士法施行細則第2条の規定により、戸籍謄本」に、

※審査		※經由庁記載欄 担当者職氏名		印
※登録番号	第	号	※登録年月日	年 月 日

を

収入証紙貼付欄				
※審査		※經由庁記載欄 担当者職氏名		写真 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証(免許証明書)に転写されます。
※登録番号	第 号	※登録年月日	年 月 日	
収入証紙貼付欄				

に改

める。

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

第2号様式 (第3条関係)

(表)

二 級 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生

二級建築士登録番号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
二級建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

沖 縄 県 知 事

2.4cm

写

3.0cm

真

8.5cm

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

--	--	--

第3号様式（第3条関係）

(表)

木 造 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生

木造建築士登録番号 第 号
 登 録 年 月 日 年 月 日

建築士法（昭和25年法律第202号）により
 木造建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日
 沖 縄 県 知 事 印

2.4cm
写
3.0cm
真

8.5cm

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

第4号様式（第5条、第5条の2関係）

二級建築士（木造建築士）登録事項変更届・書換え交付申請書

私は、このたび登録事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条第1項の規定により届け出ます。

併せて、免許証の記載事項に変更が生じたので、建築士法施行細則第5条の2第2項の規定により申請します。

年 月 日

沖縄県知事 殿
 沖縄県指定登録機関（名称）

届出者住所
氏 名

印

1 建築士の種別及び番号 二級（木造）建築士 第 号

2 変更内容

	変 更 前	変 更 後
ふ り が な 氏 名		
生 年 月 日		
性 別		
その他の記載事項		

3 変更年月日 年 月 日

4 変更の理由

収入証紙貼付欄	<p>写真</p> <p>1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼り付けてください。</p> <p>2 貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。</p>
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 変更内容のうち、氏名、生年月日及び性別の変更があった場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

第5号様式中「、亡失しましたので」を「(亡失) しましたので、建築士法施行細則第6条第1項の規定により、」に、

「 収入証紙貼付欄 を

「 収入証紙貼付欄 に改

収入証紙貼付欄	<p>写真</p> <p>1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼り付けてください。</p> <p>2 貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写され</p>
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ます。」

める。

第6号様式中「届けます」を「届け出ます」に改める。

第7号様式中「二級 建築士」を「二級建築士（木造建築士）」に、「免許証を添えて」を「建築士法施
木造

行細則第7条第2項の規定により、免許証を添えて」に改める。

第8号様式中「届けます」を「届け出ます」に改める。

第9号様式中「（郵便はがき）」を削り、

「

生 年 月 日	明 大 昭	年	月	日
------------------	-------------	---	---	---

」を「

生 年 月 日	年	月	日
------------------	---	---	---

」に、

「

住 所	〒	(電)
-----	---	-----

」を

「

住 所	
電話番号	

」に、

「6 現場監理」を「6 現場管理」に、

「

所 在 地	〒	(電)
-------	---	-----

」を

「

所 在 地	
電話番号	

」に改める。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第39条関係）

建築士事務所登録事項変更届

一級（二級、木造）建築士事務所登録事項を変更しましたので、建築士法第23条の5第1項（第2項）の規定により届け出ます。

年 月 日

開設者住所
氏 名 印

沖縄県知事
指定事務所登録機関（名称） 殿

区 分 一級（二級、木造）建築士事務所

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
	変 更 前	変 更 後	変更年月日
ふりがな 事務所の名称			年 月 日
事務所の所在地			年 月 日
電話番号			年 月 日
ふりがな 開設者氏名 (法人である場合に あつては、その名称)			年 月 日
法人役員	<input type="checkbox"/> 別添1に記載のとおり <input type="checkbox"/> 変更無し		年 月 日
ふりがな 氏 名 管理建築士 区 分 登録番号	一級(二級、木造) 第 号	一級(二級、木造) 第 号	年 月 日
所属建築士	<input type="checkbox"/> 別添2に記載のとおり <input type="checkbox"/> 変更無し		年 月 日

(注) 変更のない場合は、変更前の欄に現在の登録事項を記入して下さい。
(別添1)

役員名簿

変 更 前		変 更 後		
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日
		男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男 女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
		男女	明治・大正 昭和・平成	年 月 日

(別添 2)

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

証又は木造建築士免許証（以下「二級建築士免許証等」という。）は、この規則による改正後の第2号様式又は第3号様式（以下「新様式」という。）にかかわらず、これを使用することができる。

- 4 この規則の施行の際現に旧様式による二級建築士免許証等の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新様式による二級建築士免許証等の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、第5条の2第2項の規定による免許証の書換え交付の申請とみなす。

訓 令

沖縄県訓令第42号

子ども生活福祉部

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程の一部を改正する訓令

沖縄県青少年保護育成条例に基づく立入調査規程（昭和47年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条各号列記以外の部分中「立入調査を行なう」を「条例第20条第1項に規定する立入調査（以下「立入調査」という。）を行う」に改め、同条第1号中「興行場」を「条例第10条第1項の規定により指定した興行を行う場所」に改め、同条第2号中「興行等」を「興行者等」に改め、同条第3号中「図書等販売等の場所」を「有害図書等を取り扱う図書等取扱業者の営業及び販売等の場所」に改め、同条第4号中「器具類等販売等の場所」を「有害器具類等の販売を業とする者の営業の場所」に改め、同条第5号中「広告物の提出の場所」を「条例第14条第1項の規定により指定した広告物の掲出の場所」に改め、同条第6号中「質屋又は古物商等の営業所」を「条例第16条に規定する質屋の営業の場所」に、「質受け若しくは交換又は買受け」を「物品の質受け」に改め、同条第8号中「営業所」を「営業の場所」に改め、同条第9号とし、同条第7号中「提供又は周旋された場所」を「条例第18条の規定に違反して提供又は周旋された場所」に改め、同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 条例第17条に規定する古物商又は業として廃品若しくはくずの取引をする者の営業の場所

青少年からの古物等の買受又は交換の有無について（必要な事項についての質問及び帳簿閲覧に限るものとする。）

第5条を第4条とする。

第6条各号列記以外の部分中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条第1号ア及びイ中「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「興行場及び興行等の営業の場所」を「条例第20条第1項第1号及び第2号に規定する場所」に改め、同条ア中「あたえ」を「与え」に改め、同条第3号中「図書等販売等の場所」を「条例第20条第1項第3号に規定する場所」に、「あたえ」を「与え」に改め、同条第4号中「器具類等販売等の場所」を「条例第20条第1項第4号に規定する場所」に改め、同条第5号中「広告物の提出の場所」を「条例第20条第1項第5号に規定する場所」に改め、同条第6号中「質屋又は古物商等の営業所」を「条例第20条第1項第6号又は第7号に規定する場所」に改め、同条第7号中「提供又は周旋された場所」を「条例第20条第1項第8号に規定する場所」に改め、同条第8号中「携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の営業所」を「条例第20条第1項第9号に規定する場所」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成24年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条第1項第1号中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1項第1号」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

様式第4号中「第9条」を「第8条」に改める。

様式第5号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第6号中「第11条」を「第10条」に改める。

様式第7号中「第13条」を「第12条」に、

営 業 の 種 別	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <input type="checkbox"/> 第2条第1項第1号の営業（キャバレー） <input type="checkbox"/> 第2条第1項第2号の営業（カフェー） <input type="checkbox"/> 第2条第6項第1号の営業（ソープランド）
-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

営 業 の 種 別	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <input type="checkbox"/> 第2条第1項第1号の営業 <input type="checkbox"/> 第2条第6項第1号の営業
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

様式第8号中「第14条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---------------------------------------------	------------------------------------------